

志賀町なりわい再建支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和6年能登半島地震（以下、「能登半島地震」という。）により志賀町内に所在する施設及び設備等が被災した事業者の事業再建を後押しするため、石川県なりわい再建支援補助金交付要綱（以下、「県要綱」という。）に基づき補助金（以下、「県補助金」という。）の交付を受けた事業者に対し、志賀町なりわい再建支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、志賀町補助金等交付規則（平成23年志賀町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、県補助金の交付を受けた事業者であって、県補助金の対象となる施設及び設備等が町内に所在するものとする。この場合において、町外にも施設及び設備等を有する場合は、町内に有する分のみが交付の対象となるものとする。

(不交付対象者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者から除くものとする。

- (1) 志賀町事業者等災害復興支援金交付要綱（令和6年志賀町告示第57号）に定める補助金の交付を受けた者又は受ける予定である者
- (2) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (3) 第6条第1項第3号に規定する誓約書（別紙その1）の誓約事項に反する者
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 政治団体
- (6) 暴力団等（志賀町暴力団排除条例第2条第3号又は第4号）の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者
- (7) その他町長が適当でないと認める者

2 町長は、前項の規定にかかわらず、交付対象者が、次の各号のいずれかを滞納しているときは、交付対象者としなないことができる。ただし、分納誓約等により、適正かつ確実な納付が見込まれるとき、又は町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 志賀町税条例（平成17年志賀町条例第54号）第3条に規定する町税
- (2) 志賀町国民健康保険税条例（平成17年志賀町条例第128号）第1条に規定する国民健康保険税

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、県補助金の交付確定額に別表1に掲げる補助率を乗じた額とする。ただし、補助金の額は、一の交付対象者につき500万円を上限とする。

2 前項において算定した補助金の額は、千円未満は切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、志賀町なりわい再建支援補助金交付申請書（様式第1号）により次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 県補助金の額の確定通知書の写し
- (2) 県補助金の実績報告書の写し
- (3) 誓約書（別紙その1）
- (4) 町税納付状況調査同意書（別紙その2）

（補助金の交付及び額の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、志賀町なりわい再建支援補助金交付額決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

2 町長は、前項の場合において、補助金の交付目的の達成及び適正な執行に必要と認める条件を付すことができる。

（補助金の請求及び支払）

第7条 申請者は、前条の通知があったときは、志賀町なりわい再建支援補助金請求書（様式第3号）により、町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、当該請求を受理した日から30日以内に補助金を申請者に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 法令及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (3) その他町長が不適當と認めるとき

2 町長は、前項の取消しをしたときは、志賀町なりわい再建支援補助金交付取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の取消しにより申請者に損害が生じた場合であっても、その賠償の責めを負わない。

（補助金の返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、志賀町なりわい再建支援補助金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて申請者にその返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第10条 申請者は、第8条第2項の規定による取消しの決定に基づき、前条による補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 申請者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を町に納付しなければならない。

4 町長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（調査等）

第11条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

交付対象者	補助率
県補助金の交付を受けた事業者	県補助金の額の 9 分の 1

志賀町長 様

（申請者）

住 所
事 業 者 名
代 表 者 職 氏 名
電 話 番 号

志賀町なりわい再建支援補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、志賀町補助金等交付規則第3条及び志賀町なりわい再建支援補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

県補助金交付確定額	円
補助金申請額	円

補助金申請額＝県補助金交付確定額×補助率※（千円未満切捨て、上限額500万円）

※ [補助率] 9分の1

2 添付書類

- ・ 県補助金の額の確定通知書の写し
- ・ 県補助金の実績報告書の写し
- ・ 誓約書（別紙その1）
- ・ 町税納付状況調査同意書（別紙その2）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

志賀町長



志賀町なりわい再建支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請があった標記補助金について、志賀町補助金等
交付規則第6条及び志賀町なりわい再建支援補助金交付要綱第6条第1項の規定に基
づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

交 付 申 請 額	円
交 付 決 定 額	円

年 月 日

志賀町長 様

(申請者)

住 所
事 業 者 名
代 表 者 職 氏 名
電 話 番 号

印

志賀町なりわい再建支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった標記補助金について、志賀町補助金等交付規則第16条及び志賀町なりわい再建支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	円
-------	---

(振込先)

金 融 機 関 名		支 店 名	
預 金 種 別 口 座 番 号	普通・当座		※右詰めで記入
フリガナ			
口 座 名 義			

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

志賀町長

印

志賀町なりわい再建支援補助金交付取消通知書

年 月 日付けで交付の決定を受けた志賀町なりわい再建支援補助金について、志賀町補助金等交付規則第17条及び志賀町なりわい再建支援補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり交付を取消したので通知します。

記

交付決定額	円
交付取消額	円
取消しの理由	

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

志賀町長



志賀町なりわい再建支援補助金返還命令書

年 月 日付けで交付決定を取り消した志賀町なりわい再建支援補助金について、志賀町補助金等交付規則第18条及び志賀町なりわい再建支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

交 付 決 定 額	円
既 交 付 額	円
返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日 まで
返 還 理 由	
返 還 方 法	

(別紙その1)

年 月 日

志賀町長 様

誓 約 書

志賀町なりわい再建支援補助金に関して、次のとおり誓約します。

- 1 申請要件をすべて満たしています。虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に
応じます。
- 2 「志賀町事業者等災害復興支援金」の交付を受けた場合は、志賀町なりわい再
建支援補助金を返還します。
- 3 志賀町から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じ
ます。
- 4 自社は、志賀町暴力団排除条例（平成24年志賀町条例第1号）第2条第1号及び
第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等に該当しません。
また、役員、使用人、その他従業員等は、同条第3号及び第4号に規定する暴
力団員、暴力団員等のいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しま
せん。

住 所 _____

事 業 者 名 _____

代表者職氏名 _____

※ 住所、事業者名、代表者職氏名の欄は、必ず自署でお願いします。

(別紙その2)

町税納付状況調査同意書

年 月 日

志賀町長 様

(申請者)

住 所

事 業 者 名

代表者職氏名

志賀町なりわい再建支援補助金の交付申請にあたり、自社における下記の町税の納付状況について、志賀町が調査することに同意します。

記

調査対象の町税

- 1 町民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税

※以下、税務課使用欄

項目	該当するものに○		調査日	調査課名	調査担当者印	課長印
	滞納	分割納付				
町民税	有・無	有・無		税務課		
固定資産税	有・無	有・無				
軽自動車税	有・無	有・無				
国民健康保険税	有・無	有・無				